

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしやかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議
(だい8き だい2ねん だい3かい だい2にち)
議事録

1 日時 2011(平成23)年12月11日(日) 午後2時～5時

2 場所 川崎市国際交流センター

3 出席者

(1) 代表者19人

おうたいら きよ 許 可欣、こうき 耿 輝、すずき しんきん 鈴木 新琴、ちんしー あん よんいる 陳 曦、あん よんいる 安 栄一、きん さんふあ 金 祥和、ぼく ちゃんほ 朴 昌浩、たかはし ろさ 高橋 口サ、
なかもり じゅりあ みどり、うー じえ 吳 潔、ちゃーと でびと なかわら じゅていす 中村 ジュディス、なたにや じんきー 那谷屋 ジンキー、
おばんご だけ おいで おりえつた ころんつゐ かるる らん おりゐい え おかんぼす
エルナン デケ、生田 オリエッタ、コロんツゐ カロル、ルラン オリゐい エ、オカンボス

(2) 事務局

よこやま しつちよう さとう かちよう いづか かちよう おおた かかりちよう いいじま かかりちよう ゆかわ しゅにん たかの しよくいん さかい
職員、西口 専門調査員
横山 室長、佐藤 課長、飯塚 課長、大田 係長、飯嶋 係長、湯川 主任、高野 職員、境

4 傍聴者 17人

5 会議次第(公開)

- (1) 開会のあいさつ
- (2) 事務局説明
- (3) 議事
- (4) 事務連絡

6 議事等の経過

【全体会】

おばんご いんちよう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしやかいぎ ねんどうだい かいだい にち かいさい
オパンゴ委員長「川崎市外国人市民代表者会議、2011年度第3回第2日を開催する。
ぼうちようしや ぼうちようしや じゆんじゆじこう まも ほんじつ えどもん どの いん やなぎさわ いん
傍聴者は傍聴者遵守事項を守っていただきたい。本日エドモンド委員、柳澤委員、
た おわん いん の 3 人 から けつせき れんらく が あった。きょういくぶんかぶかい ぶかいちよう ふくぶかいちよう
タオワン委員の3人から欠席の連絡があった。教育文化部会は部会長と副部会長が
どちらも欠席のため、部会の進行を王副委員長にお願いしたい。」

<採決> 教育文化部会の進行を王副委員長が務める。賛成19人→決定。

ぼくいん 王副委員長が部会を進行するに当たり、私も進行の補佐をしたい。」

おばんご いんちよう 今の ぼくいん の ていあん についで けつ を とる。」

<採決> 案 教育文化部会の進行の補佐を朴委員が務める。賛成19人→決定。

おばんご いんちよう 今日 の 日程 と 資料 について じむきよく に せつめい を おねがひ する。」

(事務局佐藤課長が日程と配布資料について説明。)

おばんご いんちよう ぜんかい かいぎ ほうこく じむきよく ねがひ
オパンゴ委員長「前回の会議のまとめの報告を事務局にお願いする。」

(事務局西口専門調査員が資料1に基づき前回会議のまとめを報告。)
オバongo委員長「今後の審議スケジュールについて、資料2に基づき説明する。残りの審議はあと3回。今日は各部会で審議し、社会生活部会は外国人市民に関する調査の提言案の修正と、年金の提言項目を審議する。教育文化部会では、提言項目と背景理由について審議する。1月の会議では、2011年度提言の取組状況の報告と年次報告書項目案について審議し、各部会では、提言案の修正を行う。2月の会議では、提言全体の検討と決定をして、3月には2011年度の年次報告書の最終案を全員に郵送して、確認する。

現在の進行状況は、教育文化部会が少し遅れている。ここで今まで分かれて個々に部会に参加していた正副委員長が、提言の内容を把握していくために今後は両方の部会にそれぞれ参加することを提案したい。」

王副委員長「教育文化部会は審議が遅れているため、委員長のみが両方の部会に参加してはどうか。」

オバongo委員長「提言をまとめるためには、副委員長も全体の流れを把握していただきたい。二人一緒に教育文化部会に出席するのではなく、交互に参加することを提案する。」

朴委員「時間を決めて、半々で部会を行き来してはどうか。」

コロナツィ委員「正副委員長が参加しても審議が早く進むかどうか分からない。」

オバongo委員長「審議を早く進めるといふより、全体会議で各部会のメンバーが互いに他の部会について審議し、理解を深めることも必要。そのためには、私も自分の出していない部会について把握する必要がある。」

金委員「教育文化部会の審議が遅れているので、王さんが社会生活部会に移動すると、さらにメンバーが少なくなるし、その日の審議の流れもわからない。王さんには教育文化部会に残っていただき、委員長のみ両方の部会に出入りするほうがよい。」

チャート委員「今日は教育文化部会の進行を王副委員長が行うため、委員長のみ両部会に参加が可能。次回1月の会議が部会の最後の会議なので、交代するなら1月の会議1回だけになる。委員長の提案は今日は委員長のみ両部会に出席し、1月の会議では、委員長が教育文化部会、副委員長が社会生活部会に参加するということか。」

オバongo委員長「そのとおり。この提案に賛成の人は挙手して。」賛成18人→決定。

オバongo委員長「では部会の審議に入る。」

【社会生活部会】

チャート部会長「社会生活部会を開会する。前回の内容確認だが、全体会議で読み上げた内容について補足のコメントや意見はあるか。(なし)オープン会議で出された意見を確認する。事務局に説明をお願いします。」

(事務局湯川職員が資料3-2オープン会議での意見を読み上げ。)

チャート部会長「オープン会議での意見について質問や意見はあるか。(なし)年金の提言内容について、意見をだして欲しい。年金制度についてこれまでの審議の内容はまず、脱退一時金制度を改善と社会保障協定の拡充。現状は、脱退一時金の金額について政令指定都市連名で毎年国に改善を要望している。課題は、1、制度が複雑なのでわかりやすい説明があるとよい。2、年金の脱退一時金の金額が少ない。3、脱退一時金については、既に2003年度に提言が出ているが、10年近く経った

現在でも余り改善が見られない。4、社会保障協定については、より多くの国と締結することで、日本人が外国で暮らす場合も外国人が日本で暮らす場合も、二重加入の防止や加入期間の通算ができるようになる。関連する過去の提言は、1998年度提言③－1外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくることを国に働きかける。そして、2003年度提言⑤年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。この提言は両方とも、取り組み中となっている。ここまでの意見について、質問や追加したい事があれば発言して欲しい。」

呉委員「年金は国の制度。外国人から見て、課題があれば、まず市長に提言し、市から国へ要望し、解決できるとよい。時間はかかるかもしれないが、改善に努めてほしい。」

オカンボス委員「アメリカの場合は、65歳になったときに支払った年数分の年金がもらえる。脱退一時金を廃止して、そのかわりに納めた年金料の分の年金をもらえる制度を設けてはどうか。」

耿委員「外国人は、最初は何年間日本に滞在するかわからない。外国人が年金に加入しやすいように、例えば脱退一時金を納めた期間に応じてもらえるような仕組みがあれば、加入しやすくなる。」

チャート部会長「制度がわかりにくい点は川崎市が改善に取り組むことが可能。多言語のわかりやすい説明があれば、制度もわかりやすくなる。社会保障協定が拡充されたら、日本に住んでいる外国人だけでなく、外国に住んでいる日本人にも役立つ。さらに、これは過去の提言にはない項目なので、今回の提言に盛り込んだらどうか。2003年度の提言と重ならない提言を出した方がいい。」

耿委員「自分の払ったお金に応じて年金をもらうか、脱退一時金をもらうか自分で選択できるとよい。」

呉委員「年金は国の大きな問題。日本の高齢化が進むと、今後外国人労働者はますます多くなると思う。年金制度について外国人が不満を持ち、安心して働くこともできず、年金の心配から脱退一時金をもらって帰国するようになると、国にとってもよくないと思う。」

コロンツイ委員「2003年度の提言の後、課題が改善していないことを今回の提言の背景・理由として示したい。制度をどう改善するかまで提言に盛り込む必要はあるのか。そこまで具体的にしなくても、外国人の立場も考慮の上で制度を改善していただきたいという言い方で提言したほうが良い。全国レベルでは様々な改善の要望が出ると思うので、改善方法については専門家に任せたいほうがよい。また、外国人が帰化して日本国籍を取得することもあり、この問題は、外国人に限った問題とはいえない。外国で生活している日本人も、同じように年金の問題がある。」

中森委員「脱退一時金の問題以外に、日本人も関わる問題として社会保障協定に重きを置いて提言に入れていく方が、市だけでなく、国も意見を聞いてくれるのではないかと。私たちも自分の国に働きかける必要がある。」

コロンツイ委員「自分たちが母国に働きかけること以上に、日本のような大きな国から動かないと社会保障協定の話は進まないのではないかと。」

中森委員「ブラジルの日系人が来日して20年たち、ようやくブラジルと日本が社会保障協定を結んだ。日本にブラジル人がこれほど多くいて、両方とも大きな国であっても、時間がかかる。だから粘り強く働きかけていくことが大切。すぐに解決しなくとも、少しでも改善に向けて進められるとよい。」

オバンゴ委員「2003年度の提言は、取り組み中になっているが、もう1回提言したほうがよい。あと社会保障協定の拡大は提言できる。しかし、外国人の出身国の中には社会保障制度がないような国もある。せっかく日本で一生懸命働いている国の出身者が、母国で社会保障制度がないために、犠牲になるのはおかしい。日本から協定について相手国に提案しておけば、その国の制度が改善した時に協定締結につながるのではないか。」

ルラン委員「海外では、たばこ税で年金の財源を確保している国もある。日本が消費税でカバーするなら、日本人、外国人関係なく買い物をした人が年金を負担することになる。この場合は外国人も日本人も関係なくなるのではないか。」

高橋委員「国民年金と厚生年金の違いについてわかりやすい資料を市からもらえると、外国人も安心して加入できる。」

那谷屋委員「自分の国にも働きかけることが大事。あと、部会長は過去の提言と重ならないほうがよいという意見だが、改善していないのだから同じ提言を言い続けることも大切ではないか。」

耿委員「年金は外国人と日本人関係なく、共通の問題だと思う。今、年金をもらえる年齢を、65歳から68歳に引き上げる議論が出ている。私は反対。あまり高齢になると、もらう前に死亡してしまい、受給できない人が出てくる。これは公平ではない。また、仕事の種類によっては、体力的にその年齢まで働けない人もいる。消費税などで補填して、早めにもらえたほうがよい。」

ルラン委員「外国人には、大学生も多い。学生はアルバイトをして、年金にも加入している。正社員以外の人々の年金問題も外国人と関わっている。」

呉委員「カナダの場合は、自分の給料の一部が会社から年金のために積み立てをする機関に預けられる。基本的にはそれが65歳以後から、引き出すことができる。働けば働くほど年金を多く預けていることになるので、すごく安心できる。長生きできるかどうかによって、変わる制度だと、公平ではない。」

ルラン委員「少子化でこの年金制度を支える若い世代が少なくなるということも問題。」

チャート部会長「では、今までの意見を提言案にどのように入れるか話し合いたい。」

事務局湯川主任「提言の大項目を一文考えていただき、その下に、小項目として何を挙げるか、そして理由・背景として挙げるものを決めていただきたい。」

チャート部会長「大項目になるものの提案があるか。」

耿委員「小項目だが、1、外国人でも日本人でも入りやすい年金制度を希望する。2、受給年齢の大幅な引き上げに反対する。を入れたい。」

チャート部会長「私は社会保障協定の拡充を国に働きかけることを小項目にしたい。」

コロンツイ委員「小項目に、2003年度の提言の再提言ということを入れたい。」

耿委員「中森委員がブラジルは締結までに20年かかった話をしたが、社会保障協定を速やかに締結してほしいという提言を入れたい。」

陳委員「外国人市民向けの年金制度のわかりやすい資料は市で作成できるのではないか。それを提言に入れたい。」

チャート部会長「では、これまでの意見をまとめる。「誰にでも入りやすい制度」を大項目にして、小項目は「協定の締結」と「2003年度の提言の再提言」にする。その他意見は背景・理由に入れる。この形で作成してはどうか。」

事務局湯川主任「<誰にでも入りやすい制度>がわかりにくい。具体的にどういう制度を求

めるのか。」

コロンツイ委員「これまでの審議内容から、5年しか日本にいないのに年金に加入しなければならず、制度にあっていないということなど、を背景・理由で説明すればよい。」
チャート部会長「背景・理由に、市から、年金制度のわかりやすい説明があれば、安心して加入することができる、という点を入れるとよい。」

事務局湯川主任「わかりやすい資料は、提言の項目ではなく、背景・理由に入れるということか。」

チャート部会長「この案について、他の委員は何か意見があるか。」

オカンボス委員「資料には脱退一時金の説明などが入るのか。」

中森委員「<誰にでも入りやすい年金制度>は、国に働きかけるのではなくて、市に働きかけられるのか。」

事務局湯川主任「社会保障協定と脱退一時金の制度の改善は市ではできないので、提言としては、国に働きかけてくださいという内容になる。制度についてわかりやすい説明資料をつくることは、市が直接できることなので、それを提言に入れるとなると、提言の大項目の文章を修正する必要がある。」

チャート部会長「今出ている案は、分かりやすい資料の作成を小項目に入れる、または背景・理由に入れるという2つの案がある。」

オカンボス委員「別の案だが、統計情報があれば入れてほしい。」

那谷屋委員「外国人自身が自分の国に協定を結ぶことを働きかけることを入れたい。」

事務局佐藤課長「今、提言したい内容として年金制度について国に働きかけるものが2つと、3つ目に市がわかりやすい資料を作成するというものがある。提言するなら、3つ目についても小項目として挙げたほうがよい。」

チャート部会長「では、わかりやすい資料の作成を3つ目の小項目として入れる案に賛成の人は挙手して。(全員賛成) 提言案が決まった。これで提言案を作成し、次回修正したい。では、外国人市民に関する調査の提言案に移りたい。」

(事務局湯川主任が外国人市民に関する調査の提言案を読み上げ。)

チャート部会長「この提言案で、修正したい所はあるか。」

中森委員「2年に1回は短か過ぎる。5年に1回がよい。国勢調査と一緒に実施すれば、日本人市民にも調査票が渡り、その人々の身近な外国人や、外国につながる人に答えてもらえるのではないか。」

オカンボス委員「多言語にする場合は仮に国勢調査と同じ時期に実施するとしても、別々の調査としたほうがよい。」

チャート部会長「国勢調査は法律による規定の中で実施しており、市独自の調査と一体化させて実施するのは難しいと思う。国勢調査との関係や連携を考えてほしい、という内容を背景・理由に入れてはどうか。では、まず期間について2年を5年に変更することに賛成の人は挙手して。(全員賛成) 次に、背景・理由に、国勢調査との連携を検討してほしいという内容を入れてもよいか。」

事務局佐藤課長「国勢調査は法律と関係してくるので、国勢調査やその他の調査という形にしてはどうか。」

チャート部会長「では、背景・理由に、外国人に関する調査の実施にあたり、国勢調査やほかの調査との連携を考えて実施する、と入れることに賛成の人は挙手して。(全員賛成)」

那谷屋委員「帰化して時間がたった人も調査対象に入りたいので、背景・理由の「帰化したばかりの人」の（ばかりの）を削除してほしい。」

チャート部会長「私からは、マイナスな面ばかりではなく、市のサービスで役立っている点、よい経験なども、調査項目に入れるという内容を挙げたい。この案について賛成の人は挙手して。（全員賛成）その他、修正項目はあるか。」

耿委員「提言しないテーマ、出入国管理、住宅、社会参加を調査項目に入れてはどうか。」

中森委員「この調査で何を明らかにしたいか、代表者会議としてきちんと言ったほうがよい。方向が決まっておらず、質問が余りに幅広いと、分厚いアンケートになってしまい、答える人も大変。質問を絞って、調査の方向を考えるべき。」

高橋委員「質問項目が多いと大変だが、5年に1回なので、やったほうがよい。アンケートから深刻な問題を抱えた人がいることがわかって、緊急の対応が必要な場合はどうなるのか。調査からこうしたケースが分かった場合には、すぐに支援やサポートができるようにしたほうがよい。」

チャート部会長「では、調査で緊急性のある問題を把握した場合は、市がすぐに対応できるような姿勢を整えてほしいということ、背景・理由に入れることに賛成する人は挙手して。」（賛成10人）→決定。

コロナツイ委員「調査項目は代表者会議で決めないほうが良いと思う。背景・理由に専門家、外国人市民、来期の代表者など様々な人の意見を取り入れることは書いてある。今調査項目を決めてしまうと、効果的な調査ができない可能性もある。その時代や社会状況に合わせた質問項目を作ったほうがよい。」

チャート部会長「背景・理由の中で、外国人代表者会議や専門家の意見をきちんと取り入れるように、という部分を強調する表現にすることは可能だと思うが、どうか。」

那谷屋委員「調査の目的があいまいでは、答える人も戸惑う。例えば、困っていること、日本人と共に暮らす中での問題、など聞きたいテーマがおおまかにでも決まっていたほうが、調査の主旨が分かりやすい。」

チャート部会長「調査項目としてこれまで、市の施策やサービスを知っているか、生活に必要な情報を知っているか、困っていることや差別を受けたことがあるか、教育に関することが挙げられているが、「困っていること」を調べるのが調査の目的である、とはっきり明記するほうがよいということか。」

コロナツイ委員「代表者会議も、これまで出入国管理や住宅などの困っている問題から質問項目の案が出ている。それを参考にすれば、今具体的な項目を決めなくてもよいのではないか。」

チャート部会長「では、背景・理由の調査項目の部分は、「特に困っていること（例えば住宅、出入国管理、社会参加など）」、と修正してはどうか。この案に賛成の人は挙手して。（全員賛成）」

高橋委員「答える人が得意なこと、ボランティアできることを書く欄を設けてはどうか。」

チャート部会長「調査は原則匿名にするので、個人が特定できる内容は入れられない。次期、社会参加が審議テーマになったときに、どのように外国人の得意なことを活かすことができるか、など深く話合うほうがよいのではないか。」

那谷屋委員「代表者経験者も調査対象にしたほうがよい。代表者会議の経験がどのように本人の成長につながったか、など調査できるとよい。調査項目に入れば、代表者

会議のことを知らない人も関心を持つようになる。」
チャート部長「では、提案は代表者会議の存在や役割を知ってもらう機会として、調査項目に入れるということでは、では、今回の修正はここまでとする。このあと、希望者は教育文化部会の傍聴に行ってもよい。部会を閉会する。」

【教育文化部会】

王委員「教育文化部会を始める。私が司会を務める。まず、前回の内容を確認する。」
(事務局西口専門調査員が資料1に基づき前回会議の内容を説明。)

王委員「今日は多文化理解といじめ問題について関係者として、教育委員会人権共生教育担当の鈴木課長と総合教育センターカリキュラムセンターの藤中指導主事に来ていただいた。質問内容は、外国人教育基本方針について、民族講師ふれあい事業の現状とシステムについて、いじめのデータベースがあるかどうか、保護者向け相談窓口があるかどうか。では説明をお願いします。」

鈴木課長「現在、外国人教育基本方針の見直しは検討していない。市内の在日韓国・朝鮮人の方が多く住んでいる地域で、外国人の教育について3年間話し合いや会議を持つ中で在日外国人教育基本方針が1986年にできた。その後、国際情勢が変わり就労、留学、結婚等で来日する人が増えてきたため、1996年から約2年間かけて検討し、外国人教育基本方針を改定した。この時に「多文化共生の社会を目指して」というサブテーマがついた。文章は1997年現在のデータを使うなど、古いところはあるが、前後の文章とあわせて一つのセットになっているので、このデータだけを変えるのは難しい。

教育委員会は現在の外国人教育基本方針を、外国人教育の歴史を踏まえた精神、ベースとしてとらえている。文中のⅢ「多文化共生の社会を目指して」の中に「すべての子どもの学習権を保障する」という言葉が出てくるが、これは日本人、外国人全ての児童生徒を学校が受け入れるという意味で、教育委員会が大切に考えている事である。この方針は1つの理念として、生かしていきたいので、改定は考えていない。」

王委員「1996年に改定した時は、どこから改定の提案が出たのか。」

鈴木課長「社会状況の変化を踏まえて、市が改定を進めたと聞いている。改定にあたり、検討委員会を設け、2年間検討を重ねた結果、1998年に改定に至った。」

許委員「歴史的な経緯との関わりもあるかもしれないが、1997年のデータを掲載していることが原因で、先生方の認識が古いままになっており、民族文化講師ふれあい事業で取り上げている文化圏が韓国・朝鮮に偏っているのではないかと心配している。現在の川崎市の外国人の国籍別割合に合わせて、多文化理解教育で取り上げる国や文化を決めてはどうか。」

鈴木課長「民族文化講師ふれあい事業では、どの国を扱っても構わないと考えている。一方学校では、文部科学省が定めている学習指導要領によって、それぞれの学校が年間のカリキュラムを決める。学校は、カリキュラムを進めることで時間は結構厳しいので、国際理解教育を教科の中に取り入れて実施している。このような方法は、限られた時間を有効に使うことで、同時に教科の内容の理解も深まるという相乗効果がある。特に、小学校では、3年生の国語の教科書の中に「三年峠」という韓国・朝鮮の民話があり、そこで韓国・朝鮮の文化を勉強することで、国語の勉強も、

多文化についての学びも同時にできる。小学校では3年生のクラスで民族文化講師ふれあい事業を「三年峠」の勉強と合わせて一緒にやりたいという希望がとても多く、結果的に韓国・朝鮮が多くなっている。また、小学校2年生の教科書の中には、モンゴルの「スーホの白い馬」という馬頭琴を扱ったお話があり、モンゴルの人に馬頭琴を弾いてもらって、いろいろな話を聞いたり、交流会を持った学校もある。私が前にいた学校で、パラグアイ出身の保護者が、パラグアイの大使の方を呼んでくださり、講演会や授業に参加してもらったことがある。

いろいろな国の人に民族文化講師になってほしいので、2月の初めに、全市の小・中・高・特別支援学校に参加を呼び掛けて、民族講師文化ふれあい事業を実施した学校の中から、幾つかの学校をピックアップして、発表してもらおうという交流会を開いている。交流会では韓国・朝鮮の文化の報告もあったが、去年はパラグアイ、スペイン、イギリスなどの文化について扱った学校からも報告があった。

国語の授業と兼ねると、韓国・朝鮮の文化の実践が多くなるという事情はあるが、総合的な学習の時間の中でいろいろな国について学んでいるという学校も結構あった。様々な形の実践も今後広がっていくとよいと考えている。」

鈴木委員「私たちは学校の依頼に関係なく、民族文化講師を教育委員会から全ての学校に派遣したいと考えているが、実現可能なものか。」

鈴木課長「各学校で年間のカリキュラムを組んでいる。教育委員会が強制的に派遣するという事は、こうした教育制度の趣旨と合わないので、難しい。」

鈴木委員「それでは、依頼のない学校では多文化理解教育が行われないことになる。全ての生徒に多文化理解教育を受ける機会が必要。」

鈴木課長「民族文化講師の派遣を希望する学校は例年60校、70校とかなり多い。しかし、全ての希望校に派遣できない。民族文化講師ふれあい事業以外に、「夢教育」という事業を利用する、学校独自で実施するなど各学校が様々な形で多文化理解に関わる教育を実施している。また、小学校5、6年生では英語を中心とした外国語活動が始まり、その授業で外国人を含む、いろいろなALTの先生に来てもらっている。小学校によっては、低学年から外国語の学習に力を入れている学校もあり、授業で外国人の講師の先生に来てもらい、いろいろな文化の勉強や、表現、コミュニケーションの学習を続けて、5、6年生の外国語活動につなげるという取り組みをしている学校もある。」

藤中指導主事「川崎市内の全ての学校で、11月には人権に関する学習を行う<人権週間>という取り組みがある。この中で多文化理解に関わる教育を行う学校もある。カリキュラムを決めているのは学校なので、国際理解教育を行いたいという学校をサポートするのが教育委員会の姿勢。こちらから無理にお願いするのは、難しい。」

鈴木委員「学校の考え方によって、多文化理解教育が受けられないという子どもが出てしまうことは、改善できないか。外国人の子どもが通っていない学校であっても、その学校の子どもたちが多文化理解教育を受けることは必要ではないのか。」

鈴木課長「各学校とも、多文化理解教育の必要性は考えていると思う。私の教員経験から、市内の学校では外国人の子どもに対する配慮は、かなりされていると思う。以前勤務していた学校に、カンボジア出身のほとんど日本語がしゃべれない子がいたが、日本語指導等協力者の派遣を受けて、日本語や学校に慣れるためのサポートを行っ

た。その中で、よく校長先生が、その子に対して、朝「〇〇さん、元気、今日も頑張ろうね」、帰りには「今日楽しかった」といった声掛けをしていた。こうした日常の中で、子どもとのつながりが大切にされている。先ほど「どの子にも学習権がある」と言ったが、この理念が生かされていると思う。」

鈴木委員「教科書に多文化理解に関する内容が取り入れられれば、もっと多くの子どもが多文化理解教育を受けられるのではないか。」

鈴木課長「総合的な学習の時間も、学校によって、環境問題、福祉や高齢者との交流など、さまざまテーマで取り組んでいる。外国人の方が多く住む地域の学校では、国際理解教育に力を入れている学校もある。それが、学校の特色を生かしたカリキュラムということになる。学校の取り組みを尊重しているので、教育委員会から一律に、「全部の学校でこれを取り組みなさい」ということはしないが、外国人教育基本方針の理念について説明をして理解が広がるよう努めている。民族文化講師ふれあい事業も、新しい学校から希望があれば、優先的に派遣するような配慮をしている。」

許委員「外国人市民の中でボランティアを募って、市が民族文化講師を養成することは可能か。人材のリストがあれば、多様な国の民族文化講師を派遣することが可能になる。」

鈴木課長「民族文化講師ふれあい事業では、ふれあい館とKFVにコーディネーターをお願いしている。KFVからは、いろいろな国の講師を派遣してもらっている。この2つのコーディネーター以外に、学校独自で講師を探すこともできる。地域にいる外国人市民に講師をお願いして、きてもらっている学校もある。その授業は、地域の外国人市民が協力し、地域の人々とのふれあいを大切にしながら、学習するという良い事例だったので、交流会で報告した。良い実践例が広がっていくとよい。」

許委員「では、小・中学校で、地域の中の外国人、または外国人保護者が、学校から依頼されて、民族文化講師として、授業を行うことは可能なのか。」

鈴木課長「既にそういう形で実施している学校もある。地域にいる外国人の方に、ふれあいまつりのようなイベントで、自分の文化や遊びを紹介してもらうこともある。ただ、外国人の方々も、依頼されてすぐに、授業で教えるのは難しい。担当の教員とよく話し合い、授業の進め方などを調整しながら、実施するとよい。」

鈴木委員「先生と子どもと保護者の三者面談では、中学校3年生になると、進路について話合うことが多い。外国人には日本の入試制度を理解するのがとても難しいが、日本語の説明しか受けられない。特に両親とも外国人の場合は、多言語での説明が必要。親が制度について理解せず、子ども任せにしてしまうと、子どもも保護者に相談できなくなり、大きな負担になる。多言語で進学について相談できる窓口があるとよい。神奈川県では、多言語の教育相談をやっているが、川崎市でも実施してほしい。」

藤中指導主事「外国人の子どもの高校進学については、教育の大きな課題になっている。川崎市では、中学校3年生の外国籍の生徒に対して、月4回、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣し、学習のサポートを行っている。日本語指導等協力者は三者面談の時に、通訳として同席することもある。また、今年の11月12日には、進路説明会を開き、進路について詳しい説明をしている。」

金委員「いじめや不登校も含め、教育の問題に対して通訳ボランティアを登録するシステムや相談できる人材バンクのような仕組みはあるのか。」

藤中指導主事「いじめや教育について相談したい場合には、川崎市総合教育センターに教育相談窓口がある。外国籍児童生徒に限った、特別な相談窓口は作っていない。ただし、何件か私たちの方で相談を行った。日本語指導等協力者が悩み事にもできるだけ相談に乗れるように、研修もしている。」

金委員「日本語指導等協力者の国籍や対応できる外国語の種類が知りたい。」

藤中指導主事「様々な国籍の人が日本語指導等協力者に登録している。中国語、英語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語などがある。対応できない言語で派遣が必要になった場合は、東京外国語大学に協力してもらおうこともあった。」

生出委員「私の国チリには公立の学校で「日本小学校」という名前の小学校があり、そこで日本の文化について学習する機会がある。日本の学校だけでなく、外国でも、日本のことについて、学んでいることを知ってほしい。今、グローバルな時代にあつて、日本の中だけで見るのではなく、別の見方で多文化理解教育を考えてみてはどうか。」

金委員「いじめについて質問したい。国や県では、いじめの事例集を作っているようだが、川崎市では作っているのか。」

鈴木課長「いじめ問題については、担当者から回答を預かっているので、読み上げたい。いじめ事例のデータベースがあるかという質問について、データベースはない。現在、作る予定もない。教育委員会では、各学校の児童・生徒指導の担当者を集めて、児童・生徒指導連絡協議会を年9回開催し、いじめ問題をはじめとする児童・生徒の問題行動について話し合い、各学校での取り組みについて情報交換をしている。各学校の取り組みや成果は、担当者を通じて共有されている。また、昨年度から、すべての川崎市立学校では児童・生徒指導点検強化月間を一齐に実施し、いじめ問題を含めた児童・生徒の問題行動への対策に取り組んでいる。この期間中は、各学校で教育相談会を開催したり、会議を開いて指導体制や組織を見直したり、事例研究や職員研修を通じて、教師としての力量を高める取り組みを行っている。この強化月間は来年度以降も継続していく予定。

教育委員会では、学校の取り組みを支援するため、2010年に、「一人ひとりの子どもを大切にする学校を目指して～いじめ問題の理解と対応～」という、いじめにかかわる対応の仕方や早期発見のための取り組み、いじめ問題に臨む姿勢や指導のあり方等について、具体的に示したパンフレットを作成し、すべての教職員に配布した。さらに、今年度は児童・生徒用、教師用のアンケートや職員研修プログラム等の教育ツールを集めた「一人ひとりの子どもを大切にする学校を目指して～いじめ問題の理解と対応～（総集編）」を作成する予定。

さらに、いじめ問題等が学校や家庭、地域社会で身につけるべき社会性が不足し、子どもが他者との人間関係を築き信頼関係を保つことができる能力が十分ではないことが1つの要因であると考えて、2010年には「かわさき共生*共育プログラム」という独自の参加体験型の授業を開発し、全校で実践している。このプログラムの実施によって、学級の状況が、どのような状態からどのように変わったのか知るための効果測定アンケートと処理ソフトも開発されており、集団の中で個々の子どもがどのような立場にあり、どのような支援をすることが必要なのか、教師が客観的に把握できるようになっている。

学校におけるいじめ問題は多くの研究があり、現在では、いじめる者、いじめら

れる者の二者の問題ではなく、その周囲にいる生徒を含めた、いじめ集団の構造の問題としてとらえられている。川崎市では、この考え方に基づき、いじめの未然防止や、早期発見、早期対応、そして早期解決を目指して、一人ひとりの子どもへの丁寧な指導、自浄作用のある集団づくり、教職員の資質向上等を目指して取り組んでいる。

また、外国人保護者向けの多言語対応の相談窓口についての質問だが、現在そうした相談窓口はない。川崎市では、日本語の習得が不十分な児童・生徒の就学を支援するため、母語に対応できる日本語指導等協力者の派遣制度があるので、その際に保護者の相談にも応じることが可能。」

金委員「この部会で、話し合っている提言の内容は、一つは、いじめ問題も含めて、外国語の通訳ボランティアとか相談人材バンクのような形での保護者支援と、もう一つは、事例のデータベースを作ってほしいということだが、それについてコメントがあればいただきたい。」

鈴木課長「私が教員だった時の経験から考えると、データベース化することの良さと難しさの両方があると思う。データベース化は、個人情報流出に十分配慮しなければいけない。また、教員の間でデータベースがどれだけ活用されるかわからない。各学校で起きていることは、それぞれ状況が違うので、同僚の教員に相談したり、学校全体でその問題に取り組むシステムのほうが解決に向けて動きやすいというイメージがある。

かつて、児童指導の事例集が作られ、子どもの問題行動の取り組み事例が紹介されたが、実際に担当の教員だった時には、事例集よりはその学校全体で問題を共有して取り組むことが重要になると思う。」

許委員「毎年就学案内が家庭に送られているが、外国人保護者のデータはあるのか。また、外国人の保護者のある家庭に就学通知を送る際や、各学校の入学説明会の際に、多言語の資料や教育についてどこに相談できるか、窓口の案内等はしているのか。」

藤中指導主事「就学については区役所に相談が来るので、区役所から総合教育センターに連絡があり、センターから学校と、就学事務の担当部署に確認して連絡漏れがないようにしている。センターで面談をした児童生徒、保護者については、面談の内容を学校に伝え、それを踏まえて学校がその子どもの受け入れ態勢を整えるという流れになる。入学時など、記入が必要な書類は、各学校で説明している。また、総合教育センターは、外国人の児童生徒を受け入れた時に、気をつけることや、用意したほうがよい書類、記入方法、外国人児童生徒や保護者が困ることなど、について対応方法の書いてある「帰国外国人児童・生徒指導の手引き」という冊子を作って、各学校に配布している。」

許委員「その冊子は、保護者が二人とも外国人の場合に、保護者にも配っているのか。」

藤中指導主事「学校用の冊子なので、外国人児童生徒を受け入れる学校に配布している。」

鈴木課長「入学前には、「共に生きる社会をめざして」という、就学案内を7か国語で発行し、各区役所、こども支援室、教育委員会、学校に置いている。この中には、川崎市が目指す教育、外国人児童・生徒数、多文化共生についての説明や、本名で学校生活を送りませんかという内容、入学の手続き、日本の教育システムの説明、相談窓口として、総合教育センターの電話番号や地図も載っている。」

オバngo委員「担当者の説明で、様々な情報がわかった。ここで、担当者への質問は終了して、部会の中でどのように提言に結び付けるか審議したほうがよい。」

金委員「私たちが話し合ってきた提言の内容について、担当者からコメントをもらいたい。いじめ問題について、私たちはいじめの事例集を作成し、多様な事例の集積に努めてもらいたいと考えている。いじめ問題はさまざまな背景・経緯があり、マニュアル的な対処は難しいと思うが、事例集で過去の事例を解決の手がかりとすることに、意味があるからこそ国や県でも事例集を作っている。いじめ事例は、学校内の情報交換があっても、学校という枠を超えて学校間でさほど共有できていないのではないか。なぜ川崎市独自の事例集が必要かという、川崎市は他の市町村とは異なり、歴史的に見れば在日コリアンが多い。本名を隠して通学するケースなど、他の市町村と違った事情がある。また、深刻な事例だけでなく、ごくありふれた事例や、未然に防げた、大きな問題にはならなかった事例も含め、様々な事例を学ぶことが、先生の役に立つと思う。匿名性やプライバシーの問題にも配慮しながらも、より多様ないじめトラブルに関する情報を集積し、共有することで、トラブル解決に役立ててもらいたい。

次に、いじめや不登校の問題に当たって、ともに悩んで相談に乗ってあげられる同じ立場の外国人を紹介する人材バンクや、通訳ボランティアの制度を作り、保護者支援を充実させてほしい。日本の学校に入ったばかりの子どもは、言葉ができないことで友人関係をうまく作れず、学校で溶け込めず自信を失うことがある。いくら相談の窓口があっても、外国語での対応はまだまだ不十分。保護者支援という立場で、母語が日本語でない子どもや保護者とともに悩み、相談に乗ってあげられる同じ立場の外国人を活用して、教師、子ども、保護者、ボランティアの方、三者、四者で問題を解決できるとよい。」

鈴木課長「先生方の情報交換は結構あると思う。児童生徒指導に関する年9回の協議会のほかに、研修や、行政区・中学校区などで先生が集まる機会などがあり、そこでかなり具体的な情報交換ができています。また、その中で他校の取り組みを学んで、自分の学校で生かすことはできる。」

金委員「校長先生は、直接子どもに指導するような立場ではなかったもので、校長会等で共有された情報が教職員の中に浸透していくかどうかは、校長先生次第というところがあると思う。実際に子どもの担任をしている先生同士の連携や交流のほうがよいのではないか。」

鈴木課長「情報交換は他校とのものだけでなく、同学年の担任の教員同士の情報交換や学びあいは確かに重要。悩んでいる先生に他のクラスの先生が、自分がどのように対応したか情報交換をすることが日常的にできることは大切。試行錯誤し、悩みながら、何がこの子にとって一番いいのか、考えている教員は多いのではないか。1人で悩まないで、様々な人との協力の中で、その子どもを育てることができるとよい。」

王委員「では、質疑応答はここまでとしたい。鈴木さん、藤中さんありがとうございました。ここから、オープン会議で出た意見について事務局報告をお願いする。」

(事務局西口専門調査員が資料4-2に基づき、オープン会議で出た意見を説明。)

王委員「オープン会議の意見と先ほどの担当者からの説明を踏まえて提言を作成したい。次に、資料4-3について説明をお願いする。」

(事務局西口専門調査員が、資料4-3に基づき、過去の提言の構成を説明。)

王委員「提言に挙がっているのは、4つの項目だが、まずいじめの提言を取り上げたい。これまでまとめた提言案は、いじめ事例のデータベース作成と保護者向けの相談窓口だが、金さんにまとめていただいたので、説明していただきたい。」

金委員「いじめ事例のデータベース作成は、情報管理の面で難しいので、事例集を提案したい。国や県では事例集があるが、川崎市は、市の特色により、独自の事例集を作成し、より多様な事例の集積と充実に努めてほしい。また、いじめ早期発見のため、三者面談で先生と学校での子どもの様子について話し合うことが大切。学校の先生とよく話し合えるように保護者に通訳ボランティアをつける、保護者向けに外国語で相談できる窓口があるとよい。いじめや不登校の問題解決にあたり、ともに悩み、相談に乗ってあげられる、同じ立場の外国人を紹介する人材バンクや、通訳ボランティアの制度を、新しく作る、または今ある仕組みを活用し、保護者支援の充実化を図るといふ提言としたい。」

朴委員「いじめ問題に関して、私も在日韓国人2世として経験を話したい。母が1世なので、学校から来る家庭調査票も書けず、私が近所の日本語のわかる人に聞きながら書いて出したこともあり、言葉の問題は大きい。言葉の問題から、自分の気持ち、訴えたいことが話せず、時間がかかったり誤解されたりすることもある。保護者向けに外国語で相談できる窓口を提案する際には、そうした背景も入れてほしい。

また、根強い差別から、今私は職場で通名を使用している。こうした人がいるということも提言の背景に盛り込んでほしい。」

オパンゴ委員「提言の中に、今ある外国人保護者向けの情報や、外国人の子どもの教育に関する情報がどこにあるか、保護者に伝えることも入れてはどうか。教育委員会の説明にもあったように、外国人の子どもを受け入れるための学校向けの情報を、保護者も見れば、学校と保護者が互いに理解を深められる。6か国語の就学案内が区役所にあるなら、それももっと広報したほうがよい。」

王委員「情報があり、配っている所もあるのに、「情報があっても、どこで手に入るかわからない」というのは、自分が知るために動いていないという問題でもある。」

オパンゴ委員「私たちは、知らないだけで、動いていないわけではない。例えば市がいじめにどう対応しているのか、そういう情報は全然わからない。そこを、どのように改善できるかという提案は代表者会議でできるのではないか。」

鈴木委員「情報が、区役所や学校にあるなら、外国人登録窓口で渡すのが一番いいのではないか。情報があるということがわからないと、自分から「この情報がありますか」と要求できない。だから窓口で積極的に渡す方がよい。」

オパンゴ委員「区役所の中でも教育は担当窓口が違う。教育の窓口ではある程度の説明は受けられる。そこで教育に関するこういう情報がある、ということの紹介があればわかりやすい。」

事務局飯島係長「終了時間が迫っているので、まとめたい。いじめについて大項目が決まっていないのと、小項目が不確定だが、今後の進め方について決めてほしい。」

生出委員「いじめ問題は、今日出た意見をまとめれば提言になるのではないか。」

王委員「まだ提言の形にできていない。」

事務局西口専門調査員「次回で部会は最後。いじめ問題は、今日出た意見を踏まえて提言の事務局案を作成する。それを次回修正していくということで、いかがか。」

多文化理解教育については次回の部会で案文を作成し、最後の会議では、二つの部会それぞれから出た提言案について全体会で話し合うことになる。」

事務局飯島係長「背景・理由、または大項目・小項目について、何か意見等があれば事務局へ連絡していただくか、次回会議までに考えておいていただきたい。」

王委員「では、事務局の提案のとおり、次回進めたい。これで部会を閉会する。」

【全体会】

オパンゴ委員長「全体会を再開する。各部会の審議内容を報告してほしい。」

[社会生活部会]

チャート部会長「まず、年金について提言を決定した。提言は、誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかけるとともに、わかりやすい資料を作成するというもの。小項目1、社会保障協定の拡充に努める、2、2003年度に提言した＜脱退一時金の金額＞の改善を国に働きかける。3、市にわかりやすい資料を作成してもらう。理由・背景として、外国人も日本人も安心して働けるような制度にしてほしい、5年働いて出国する外国人には不満があることなどを盛り込む。

次に、外国人市民に関する調査について提言の事務局案を修正した。一番大きな変更は、調査を2年に一度から5年に一度に変更した。2年に一度、大規模な調査を行うのは現実的ではないことから修正した。また、国勢調査等の他の調査との連携や関連について検討することを加えた。調査項目は、悪いことだけではなく、いいことについても調査するほか、出入国管理、住宅、そして社会参加を調査項目に挙げた。また、外国人市民代表者会議が調査の作成に関わる点を強調した。次回までに事務局が年金の提言案と、修正後の調査の提言案を作成することになった。」

[教育文化部会]

王委員「教育委員会事務局人権・共生教育担当の鈴木課長と総合教育センターカリキュラムセンターの藤中指導主事に来ていただき、多文化理解教育といじめ問題について説明を受けた。オープン会議で出された意見の確認と、いじめ問題の提言をまとめた。

いじめ問題の提言は、いじめの事例集を作成することと、いじめ・不登校への対応として、外国人保護者の相談にのる外国人ボランティアを募集すること。背景・理由としては、外国人保護者が外国語で相談できる窓口がない。情報があっても、どこで入手できるかがわからないという点が挙げられた。今回は教育委員会事務局との質疑応答が主になった。」

中森委員「背景・理由で、外国人保護者が外国語で相談できる窓口がないとあるが、川崎市市内にないという意味か。神奈川県内には、外国人向けの多言語教育相談窓口がある。あーすぷらざには、外国人向けの一般相談窓口と教育相談窓口の二つがある。混乱のないように＜川崎市市内にはない＞をわかりやすく示した方がよい。」

[各種実行委員会報告]

- 臨時会実行委員会：オープン会議の反省会で出た意見について説明。
- ニューズレター編集委員会：No. 43の記事案について説明。
- かわさき市民祭り実行委員会：反省会で出た意見について説明。

[その他]

オバンゴ委員長が最終会議後にさよならパーティーを催すことを提案。賛成19人→決定。
(事務局飯嶋係長から事務連絡)
オバンゴ委員長「これで、第3回第2日の会議を閉会する。」